

刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書

えん罪は極めて重大な人権侵害である。そのため、わが国の刑事裁判では、人は無罪であると推定され、有罪の証明がない限り無罪判決を言い渡されなければならない。また、有罪判決が確定した後も、再審手続によって審理をもう一度やり直すことが認められている。

ところが、現在、えん罪被害者は、自らの潔白を示す証拠を発見することに多大な困難を強いられ、何十年にも亘って再審手続を争うことを余儀なくされている。かかる事態は、えん罪を防止する法の趣旨に反する極めて重大な人権侵害であり、県民を同じ危険にさらすことは地方自治体としてあってはならない。

そもそも、我が国の刑事訴訟法第四編「再審」では、再審手続における証拠の開示に関する規定がなく、事件に対応する裁判官や検察官の広範な裁量に委ねられている実情にある。そのため、えん罪被害者を救済するための証拠の発見には多大な労苦と時間を要し、再審手続が非常に長期化する要因となっている。これを避けるためには、捜査機関の手持ち証拠を速やかに開示することを義務付ける証拠開示制度を設けることが必要不可欠である。

また、再審公判を開催するにはこれを許可する再審開始決定を経なければならない。しかし、検察官はかかる再審開始決定に不服を申し立てることが通例となっている。そのため、検察官が不服を申し立てると、上級審において再審公判を開催するかどうかの審理を経ることを余儀なくされ、これにより再審公判の開始が長引いてしまい、審理の長期化の大きな要因となっている。これを避けるためには、検察官が再審開始決定に対して不服申立てをすることを禁止する制度を設けることが必要不可欠である。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月3日

秋田県議会議長 工 藤 嘉 範

衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 石 破 茂 様
法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐 様